

令和2年度第32号(11月)発行

北部家畜保健衛生所

東部・北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1 Tel:0478-54-1291 Fax:54-5996

夜間・休日緊急(転送されます)

(公社)千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

千葉県内でPED発生!(今季1例目)

【概要】

確定診断日 令和2年11月15日

発生農場 県北部の1農場(2700頭飼養の一貫農場)

症 状 繁殖豚7頭で水様性下痢

※発生例数については、国の公表方法に合わせて、9月以降の発生例数となっています。

飼養衛生管理の再確認、再徹底を!

○車両消毒の徹底、交差汚染の防止

特に、と畜場、死亡獣畜回収場所、家畜市場、共同糞尿処理場など、畜産施設に出入りした際は、消毒を徹底しましょう。

- ○畜舎専用衣服・靴の着用 ○農場・畜舎へ入る際の手指の消毒
- ○畜舎・器具のこまめな清掃、消毒

堆肥舎、死体保管場所へ の設置も忘れずに!

◯<u>野生動物との接触・侵入防止対策の徹底</u>

ネズミ、昆虫の駆除、豚舎外壁の補修、<u>防護柵・防鳥ネットの設置</u>等

○毎日の健康観察と早期発見及び異常時の早期通報 飼養豚に異状が見られたら、直ちに家畜保健所に通報を!

~フィリピンから持ち込まれた豚肉製品からASFウイルス分離~

本年8月31日にフィリピンから旅客により持ち込まれた豚肉製品について、動物検疫所の検査で、<u>感染性のあるASFウイルスが分離</u>されました。

外国人技能実習生受入農家さんにおかれましては、母国から肉製品が郵送されることのないよう、実習生への周知をお願いします。郵便物に肉製品が含まれている疑いがあった場合は、動物検疫所に御連絡ください。

★詳細はHPで http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html

豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください!!

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996 夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください



動物検疫所からの 重要なお知らせ



2019年4月22日から

海外からの肉製品の違法な持込みに対 応を厳格化しています。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには 厳正に対処します。

- ◆手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が 確認された場合、罰則の対象になります。
- ▶輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、 検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、 2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、 3年以下の懲役又は最高300万円の罰金 が科せられます。 (法人の場合は、最高5,000万円)

